

告訴状	
平成28年 5月10日	
平成27年 6月 8日	
東京地方検察庁 御中	
告訴人	
〒261-0003	
住所	千葉県美浜区高浜6-18-9
電話	090-4824-7899
職業	合同会社未来 代表
生年月日	昭和24年9月9日生
氏名	長野恭博 印
被告告訴人	
1) 逮捕請求を承認	
逮捕請求を承認し逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官（姓名不詳）	
再逮捕請求を承認し逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官（姓名不詳）	
2) 勾留請求を承認	
勾留請求を承認し勾留状を発行した東京地方裁判所の裁判官（姓名不詳）	
再勾留請求を承認し勾留状を発行した東京地方裁判所の裁判官（姓名不詳）	
3) 拘留取消の請求に対し却下の決定をした 東京地方裁判所の裁判官 須田雄一	
4) 逮捕・勾留をして公判を行い、保釈請求を全て棄却した東京地裁刑事第三部裁判官岡部豪	
5) 保釈請求を棄却した、準抗告を棄却したおよび保釈請求の抗告を棄却した裁判官	
保釈請求を棄却した	
東京地裁の裁判官 加藤雅寛	
東京地裁の裁判官 川瀬孝史	
保釈請求の準抗告を棄却した	
東京地裁の 裁判長裁判官 楡井英夫 裁判官 青木美佳 裁判官 小島章朋	
保釈請求の抗告を棄却した	
東京高裁の 裁判長 裁判官 小倉正三 裁判官 岡田建彦 裁判官 江口和伸	
東京高裁の 裁判長 裁判官 井上弘通 裁判官 山本哲一 裁判官 森下実	
東京高裁の 裁判長 裁判官 飯田喜信 裁判官 山口雅高 裁判官 森善史	
第1章. 告訴の趣旨	
日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。	
しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。	
これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。	
不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。	

2010年に発生した当入管法違反幫助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告訴人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

私達だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告訴人らの罪名は刑法の「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、私は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幫助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ことができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告訴人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。

3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するどおりで処分しなければ不当であり、幫助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、**幫助罪の乱用で違法です。**

不法就労の幫助理由に、（課長通達で要求された）「（内容虚偽の）雇用契約書」を正犯に提供したから、（法務大臣より裁量で）在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、（外務大臣より裁量で入国査証が得られ）日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるとすることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、

桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。
こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。
日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか؟؟この答えとして、
取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。
外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。
よって被告訴人らの罪名は刑法の「特別公務員職権乱用罪」です。
個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、 ①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。 ②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。 ③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。
職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。 2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。
よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。
告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。
特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。
名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。
私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。
よって、何度めかになりますが 告訴状を提出いたします。
以下の被告訴人の所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当する者と考えるので、被告訴人を厳罰に処することを求め告訴します。

第2章. 告訴事実

I. 逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

1. 被告訴人の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

2. 被告訴人の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたものです。

以上2件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載しましたので、以下は犯行の動機、犯行目的などを記載します。

この事件は、入管法で規定する犯罪である。

不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、入管法に熟知した被告訴人は情により、手柄を得たい検察官の、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を認めたのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てを認めたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して、被告訴人も手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

逮捕・監禁は、告訴人を入管法違反幫助犯として強引に犯罪を認めさせるためです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とする事で、先輩裁判官ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、正犯は、法務大臣より在留資格取消（第 22 条の 4 4 項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告訴人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告訴人の行為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当します。

Ⅱ．拘留請求を承認した東京地裁の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

1. 被告訴人の裁判官は、平成 22 年 6 月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

2. 被告訴人の裁判官は、平成 22 年 7 月 5 日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

以上 2 件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 前記 逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実 に同じ

逮捕・監禁は、告訴人を入管法違反幫助犯として強引に犯罪を認めさせるためです。

なお、正犯は、法務大臣より在留資格取消（第 22 条の 4 4 項）を理由として、国外退去の処分さえ受

けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。
したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告告訴人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告告訴人の行為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当します。
Ⅲ. 拘留取消請求を却下した東京地裁の裁判官 須田雄一の特別公務員職権乱用罪の犯罪事実
１．被告告訴人の裁判官は、平成２２年６月２４日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を、弁護人の請求する拘留取消請求を、検察官の意見を聴いた上として、不法な勾留請求を情により適法と認め、拘留取消請求を却下決定する通知を不法に発行することで、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。
以上１件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充
「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 Ｉ．前記 逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実 に同じ
逮捕・監禁は、告訴人を入管法違反幫助犯として強引に犯罪を認めさせるためです。
なお、正犯は、法務大臣より在留資格取消（第２２条の４ ４項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。
したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告告訴人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告告訴人の行為は、刑法１９４条 特別公務員職権濫用罪に該当します。
Ⅳ. 東京地裁刑事第三部裁判官岡部豪の 特別公務員職権乱用罪の犯罪事実
１．被告告訴人の裁判官は、平成２２年１０月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったものです。
更に、弁護人が毎月のようにする保釈請求においても、又判決後も、毎回検察官の意見を聴いたうえとして、不法な内容虚偽の起訴を適法として扱い、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人に義務のない逮捕、監禁を行ったものです。
尚、保釈請求の請求書は告訴人が、持っているだけでも下記があります。
平成２２年１０月８日 平成２２年特（わ）第１６５５号
平成２２年１１月５日 平成２２年特（わ）第１６５５号
平成２２年１２月９日 平成２２年特（わ）第１６５５号
平成２３年１月２０日 平成２２年特（わ）第１６５５号

平成23年5月17日 平成22年特（わ）第1655号
以上1件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充
「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 前記 逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実 に同じ
保釈を認めないのは、逃亡や証拠隠滅を理由としていますが、釈放すると告訴人が入管法に疎い村上弁護士に代わり、適用法違反を指摘する弁護士へ交代させ犯行がバレることを恐れたからです。
告訴人は真剣に弁護士交代を画策しましたが、逮捕監禁されていれば、自由がなく弁護士専任すら思うようにいかないのです。
したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告告訴人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告告訴人の行為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当します。
V. 保釈請求の棄却、保釈請求の準抗告を棄却および保釈請求の抗告を棄却した裁判官の 特別公務員職権乱用罪の犯罪事実
1. 被告告訴人の裁判官（下記）は、平成22年6月14日頃より、平成23年6月24日頃保釈されるまで、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、東京拘置所に収監中の告訴人を、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で公判中、弁護人の保釈請求（下記）に対し、検察官の内容虚偽の不法な起訴事実を、情により適法と認める審査をして、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったものです。
記
保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官加藤雅寛 保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官川瀬孝史
保釈請求の準抗告を棄却した 平成22年8月31日 平成22年（む）第1989号 東京地裁の 裁判長 裁判官 楡井英夫 裁判官 青木美佳 裁判官 小島章朋
保釈請求の抗告を棄却した 平成22年12月20日 平成22年（く）第719号 抗告 東京高裁の 裁判長 裁判官 小倉正三 裁判官 岡田建彦 裁判官 江口和伸
平成23年2月24日 平成23年（く）第86号 抗告 東京高裁の裁判長 裁判官 井上弘通 裁判官 山本哲一 裁判官 守下実
平成23年5月30日 平成23年（く）第252号 抗告 東京高裁の裁判長 裁判官 飯田喜信 裁判官 山口雅高 裁判官 森善史
以上1件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 前記 逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実 に同じ
保釈を認めないのは、逃亡や証拠隠滅を理由としていますが、釈放すると告訴人が入管法に疎い村上弁護士に代わり、適用法違反を指摘する弁護士へ交代させ犯行がバレることを恐れたからです。
告訴人は真剣に弁護士交代を画策しましたが、逮捕監禁されていれば、自由がなく弁護士専任すら思うようにいかないのです。
したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告告訴人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。
よって、被告告訴人の行為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当します。
IV. 悪質な故意のある犯罪行為 （告訴事実の故意について）
IV- I. 被告告訴人の犯罪の悪質性
1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論はぞっとします。
被告告訴人の嘘偽告訴・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告訴人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。在留できたので不法就労することが出来た。
よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助行為をした犯罪であるとしたのです。
理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。
こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。
もちろん、幫助罪ですから、故意がなければなりません、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。
この事件でも、金軍学が報酬（謝礼）の分け前をを銀行振り込みしたとしています。
告訴人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけではなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社がでしなくなったので、採用を中止したためです。
告訴人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告告訴人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。
これで、でっち上げの材料はできたのですが、幫助罪ですから「故意」が必要になります。それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。
求人任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この行為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感

覚なのです。
中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない告訴人には、不道德に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告訴人に流れたとでっち上げるのです。
被告の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きのお店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000万円以上の資金が必要なことくらい分かります。
当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても1000万円にはなりません。しかし、強引に一部が告訴人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。
公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。
中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。
また報酬（謝礼）の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。
しかし、警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。
当事件は、前記しましたように、在留資格の付与は法務大臣が裁量で与えていますので、在留資格の取得を容易にしたとは言えません。省令で規定する卒業証書と違い、雇用契約書の提出は課長通達ごときで提供するものであり、刑罰を課される法的根拠は全くありません。明らかにで
2. 入管法が主として外国人の処遇を扱う法律であり一般に知られていないことを悪用（虚偽告訴の目的を追加補充）
不法就労の助長行為対策として入管法の趣旨では、不法就労の直接的因果関係は、不法就労助長罪に規定する事項です。
仮に内容虚偽の雇用契約書で法務大臣より、技術や人文国際などの在留資格を得たとしても、在留資格の範囲内で就労すれば、不法就労にはなりません。
不法就労になるのは、在留資格外で働いたので資格外活動の不法就労になるのです。しかし、外国人が、いくら不法就労したくとも、働かせる事業者がいなければ不法就労者になりえません。
それは、事業者が働く資格のない外国人を雇用した不法就労させたからです。雇用されなければ、100%不法就労者にはなりえないのです。それで不法就労助長罪が創設されているのです。
在留資格の付与条件は未公開であり、在留資格は法務大臣が裁量で与えたものですから、法務大臣には、在留資格の取消権限を与えています。
もし在留資格取消を受けたとしても、退去強制の行政処分であり、告訴人を刑法の幫助罪で国外退去の刑事処分をさせることは出来ません。
このため、起訴直前の平成22年7月1日施行の入管法改正で、他の外国人に虚偽の書類を提供、幫助して在留資格を得させた外国人は、国外退去の行政処分となった（以前は処分なし）ことから、虚偽の雇用契約書の提供がなんら犯罪にならないことは充分承知の上で、入管法という主として、外国人の処遇を扱う法律が、一般に知られていないことを悪用し計算された故意の犯行であることは明白です。
3. マスコミを使って、虚偽の情報操作で、犯罪を正当化した
この犯行をするにあたっては、警察官は捜査を指揮した検察官徳永国大と共謀し用意周到にマスコミに

嘘偽報道の情報操作までしております。

一般の国民には、不法就労に対する幫助罪である、飲食店で働かせた不法就労助長罪で逮捕されたような印象を与える一方、長期滞在できるビザを取らせるため、ウソの雇用契約書などを東京入管に提出させたとも報道しています。この犯罪は、そこまで計算され尽くした犯行なのです。

逮捕直後のお昼のニュースで、NHKはじめ全てのTV局が、一斉に事前に作成された同じ内容の映像と記事をニュースとして流しております。逮捕事実を受けてからの制作した報道でないことは、誰の目にも明らかです。

翌日朝刊では、読売新聞等が大きく嘘偽報道をしていますので、情報源は警視庁であることは明らかであり、検察官も共謀しての捜査指揮のもとに、犯行が用意周到に計画されたものあることは明白で、犯行の故意は隠せないものです。

しかし、この虚偽情報により、裁判官に予断を与えたことは、否定出来ないと思います。

詳しくは、第4章 Ⅲ. 用意周到に計画された嘘偽情報操作による犯罪の遂行事実 参照

4. 在留資格取消に対する幫助を 不法就労に対する幫助にでっちあげ

犯罪の理由では、日本人の告訴人には何の罪にも問われない、在留資格の取消し（第22条の4 4項）の理由であるにもかかわらず、あたかも、不法就労の幫助理由として正当であるかのように装い、在留資格取消を不法就労の幫助罪に適用法をすり替えたのです。

そして、あたかも「犯罪があると思料するとき」として嘘偽告訴（勾留請求）し、保釈請求を認めず、不法に逮捕監禁をして、自白を迫り不法な取調べ、そして公判を行なったものです。

そして、「犯罪があると思料するとき」として論告求刑などをしたものです。

被告告訴人らの、この嘘偽告訴の犯行目的は、告訴人らを入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助者として処罰させることです。

なぜなら、入管法は、不法就労した外国人を不法就労罪で処罰し、働く資格のない外国人を雇用して不法就労者にさせた事業主を不法就労助長罪で平等に処罰する法体系になっているが、事業者への不法就労助長罪の適用をとめて、処罰しない運用だったので、不法就労した外国人は犠牲者でもあるので不法就労者も刑事罰を科さずに、国外退去の行政処分にとどめていたのです。

しかし、この事件では、法の下で平等に、不法就労した中国人を法律どおり懲役刑にするため、入管法の幫助罪である不法就労助長罪にかわる、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助者をでっち上げる必要があったのです。

それで、正犯を不法就労罪で刑事処分するため、告訴人と共犯の金軍学を、「在留資格取消」の幫助理由を、罪名をすり替えて、不法就労罪（入管法違反（資格外活動））に対する刑法幫助犯としてでっち上げたのです。

上記のとおり、この事件は、単なる適用法を誤って誤認逮捕した事件とは、まったく異なり、不法を覚悟での計算された犯行であるのです。

ですから、この事件に関わった、数多くの、全ての警察官、検察官、裁判官、そして弁護士までもが犯罪を犯しているのです。まさに司法疑獄事件となっているのです。

よって、この巧妙に計算された職権濫用の犯意は 悪質な 故意 であると言えるのです。

犯行目的は、誰もできなかった、入管法違反(資格外活動による不法就労)に対し刑法幫助罪を適用することで、不法就労した外国人を入管法どおり刑事処分することが可能となり、裁判史上で、おそらくはじめての実績をあげることによって立身出世を図るためと思われます。

被告人の会社は公開準備中でもあり資本金は1億6千万以上あり、大会社ですので、「大会社の社長のクビとったぞ」とやったのです。

これが、実績となり、平成27年2月には「フィリッピン外交官のクビとったぞ」とやってしまったのです。

日本を法の下で統治される国にしなければなりません。そのためには、一刻もはやく関係者を逮捕監禁して捜査をしなければ、恐るべき人権侵害被害はますます拡散されていきます。

IV-II. 特別公務員職権濫用罪の故意

1. 特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性

「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、

- ①主体が特別公務員であること、……事実裁判官です。
- ②人を逮捕・監禁したこと、……事実として逮捕・監禁されました。
- ③職権を濫用したこと、によって成立します。

職権を濫用したか否かですが、濫用とは、

職務上の権限を不法に行行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

告訴事実に記載のとおり、内容虚偽の逮捕状等を裁判所に申請し、不法な内容虚偽の逮捕状を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

2. 特別公務員職権濫用罪の裏にある、(虚偽告訴の)重大な故意

検察官らは、不法な逮捕・監禁をなすにあたって、正当な逮捕・監禁理由を装い、虚偽に、犯罪が思科される内容で勾留状を請求し(虚偽告訴)、勾留状を取得し、逮捕・監禁を巧妙に正当化していますので、虚偽告訴罪成立にも必要な、重大な故意のあることを、

前記 IV-I. 被告告訴人の犯罪の悪質性に加え更に述べます。

入管法違反(資格外活動による不法就労)事件は珍しい事件ではありません。
日常的に発生している事件です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さえせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量によ

り付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幫助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労罪で逮捕され、国外退去のになりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、無罪になっています。留学ビザでは資格外活動として風俗で働いてはいけないとか、週に28時間の就業時間を「決めているのは本則（入管法）でなく省令だからです。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幫助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意（認識有る過失）です。

さらに、逮捕され（平成22年6月14日）後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し虚偽の書類の提出を幫助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、

入管法の虚偽の書類提出の幫助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意（認識有る過失）であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下での平等及び国際法に反しないように、入管法違反（不法就労）では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることから、不法就労の幫助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反（不法就労）事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の幫助理由を刑法幫助罪の幫助理由とすることは、計画された故意（認識有る過失）であると言えます。

事実として、多くの入管法違反（資格外活動の不法就労）では、不法就労した外国人を逮捕しますが、雇用者を不法就労助長罪で処罰せず、不法就労させられた外国人を、法の下での公平や恣意的な処分国際法に反するのを承知で、少額罰金で刑事処分し、入管送りとして国外退去させていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意（認識有る過失）であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されと思った司法警察官（賀来）は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことから警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告訴人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことから計算された故意です。

3. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、不法就労に関わる入管法事件を扱う裁判官として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠らって、職務を行うことは、適用法誤りにより、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う裁判官が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることはありません。

裁判官が、法律を知らなかったので、適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

よってこうした適用法誤りによる人権侵害がおきないように、警察組織、検察組織、裁判所の組織は法の下での統治を行う、罪刑法定主義によるチェック機能がついた司法行政になっていますが、事実、この事件では、なんら機能せず適用法誤りにより実刑を受けておりますので、毅然として関係者を処罰しなければ、法の下での統治が実現しないことは明白で、一般社会や国際社会が許さないと考えています。

VI-III 司法関係者の犯罪を告訴・告発することは、日本人としての私の責務です。

事実、こうした犯罪行為を許すので、私とまったく同じ事件内容で、フィリッピン大使館職員やフィリッピン外交官への人権侵害(冤罪)を国家犯罪として引き起こす結果が続いているのです。

詳しくは 第3章 4. フィリッピン大使館入管法違反事件 参照 (新聞記事添付)

私は2010年6月14日に逮捕され21年6月24日に保釈され、2012年3月5日に収監され2013年3月19日に満期出所して、事件は終わりましたが、日本国憲法31条を侮辱する人権侵害犯罪者との戦いはこれからなのです。

犯罪者が罪を認めて、私や中国人に謝罪して、検察みずから再審請求をして被告人らの名誉回復と、財産権回復の賠償をするのが、正しい姿だと思いますが、特別公務員といえども、犯罪を犯すとただの犯罪者でしかないことがわかりました。悪が栄えたためしはない日本にしなければなりません。

私ばかりでなく、私は、共犯とされた金軍学や正犯の名誉回復と失われた財産権の回復も救済する責務があると思っておりますので、こうして刑事告訴・告発をしていきます。

以下の記載は、当告訴に関する関連事項です。

第3章. 注釈的説明

1. 裁判官の職務権限

裁判官の職務および権限 憲法76条3項

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

第七六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属します。

(2) 特別裁判所は、これを設置することができない。

行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

(3) すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

2. 罪刑法定主義

日本国憲法第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない

3. フィリッピン大使館入管法違反事件

読売新聞等2015年2月20日付朝刊によりますと、フィリッピン大使館の外交官や職員が、入管法違反で刑事処分されたと、社会面いっぱいに報道しました。

記事の内容は、フィリッピン大使館職員の運転手が、家事使用人として自国のフィリッピン人を雇用すると偽って、フィリッピン人に内容虚偽の雇用契約書を渡して、フィリッピン人が入管に申請し、「特定活動」の在留資格を取得したが、家事使用人として働かずに、都内の造園会社で働いたとして、3人を入管法違反（資格外活動）の罪で、又、大使館職員の運転手を入管法違反（資格外活動）の刑法「幫助罪」で2014年6月に逮捕、起訴した。

裁判では執行猶予付きの懲役刑となり、強制送還された。

さらに有罪判決を受けたうち2人の話を元に、運転手とは別に、外交官と大使館職員の男女3人の名義で結ばれた雇用契約書などの書類をもとに在留資格を得ていたことを確認したとして、神奈川県警は、警察庁、検察庁、外務省と協議し、契約の経緯や勤務実態などについて、この4人から説明を受ける必要があるとして、外務省を通じて大使館に面会を申し入れたが、帰国したと回答があったので、不法就労を手助けした可能性がより濃いと判断して、申し入れ直後に帰国した外交官ら3人について、今月6日入管法違反幫助容疑で書類送検した。

添付の フィリッピン大使館入管法違反 読売新聞記事コピー 1枚 参照

メディアを使って、洗脳し、犯罪を正当化するのは、私の事件と全く同じです。
己の出世欲顕示のために、日本の社会の法的無知を嘲笑っています。
新聞社にも記事訂正をするようにメールを送りました。フィリッピン大使館にも手紙をだしています。

第4章. 事件の補足説明

I. 人権侵害被害は深刻です

2010年5月の家宅捜査そして6月14日の逮捕以後、この入管法違反幫助事件については、多くの司法関係者が、日本憲法に反して、日本国憲法第三十一条（罪刑法定主義）「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」に反して、虚偽告訴そして逮捕監禁していますので、基本的人権を明確に犯しています。

それは、職権の濫用という形でなされたものです。
そして、この職権の濫用は、警察官、検察官による虚偽告訴という形で具体的に実行されております。

法律を知らなかったとか気がつかなかったなどの言い訳は通らないと思いますし、日本国民の多く、また世界の人々も、そういう言い訳を認めないと思います。

また、この逮捕には、NHK初めマスコミ大手まで、犯罪ではないことを、犯罪のように報道支援することで告訴人を、犯罪者にでっち上げる、まさに国家挙げての犯罪をしているのです。
国際社会では、このことを指し、日本は正に法の下での統治を偽装した、

戦争中と同じで、軍国化していると危惧しているのです。
告訴人は、法に触れることは、何もしていないので、逮捕、収監される義務はありません。それで、国民としての権利を主張すると、
警察官は、「一般論で認めろ」と強要します。
取調べで検察官は「私は偉いんです」そして「誰が貴方の話を信じますか」「認めれば罰金、認めなければ懲役刑」と言って恫喝します。
これが暴力団だったら警察に助けを求めます。しかし、恫喝されているのが警察や検察です。だれに助けを求めればいいのでしょうか？体調不良になり、嘔吐の日々でした。弁護士に求めても、基本的人権の侵害に対応しません。
この国は、どうなっているのでしょうか？今でも、思い出だけでも気持ちが悪くなり、嘔吐しそうになります。
告訴人は、この逮捕、監禁によって、逮捕された年の1月に母親を亡くしましたが、初盆も出来ず、収監により、3回忌も出来ませんでした。家内は、妹や姪、姪の亭主らより、連帯保証人（妹）として、どうしてくれると恫喝もされていました。告訴人は姪から今でも恫喝されています。妹は昨年8月ガンでなくなりました。姪は癌の因果関係は告訴人にあると言います。勿論、葬儀に行くことはありません。その後も、告訴人は、今も手紙などで姪から嫌がらせを受けています。
家宅捜査の噂は1、2日で取引先などに伝わり、逮捕の報道は友人などにも伝わり、唾をかけられるほどの仕打ちです。これは、告訴人が、清廉潔白を自負し理屈を言っていたしっぺ返しかもしれませんが、テレビや新聞の報道の怖さを感じます。
中国人もいなくなりました。告訴人に友好的な中国人は、私の話を聞いて、日本が怖くなったと言って中国に帰って行きました。
家宅捜査後、レフコ社がみずほ銀行と三菱UFJ銀行より借入れし、告訴人の自宅をみずほ銀行に根担保で差し入れ、そして告訴人、家内と妹が連帯保証して、さらに千葉県信用保証協会の保証を受けている借入れ分は、レフコ社を自己破産させても、派遣の仕事だけは継続して新会社に移管させ、収入を確保して代位弁済しようとして、急ぎ設立した、合同会社未来も、逮捕により、完全に無になりました。警察官（賀来）は、株式会社レフコを倒産に追いやっているにもかかわらず、合同会社未来の設立を知ると、株式会社レフコは偽装倒産だと言う始末でした。
告訴人は日本国憲法で保証されている、すべての財産権を剥奪されました。信用、今後の収入もなくし、まだ負債を背負っております。携帯電話関係の特許2件について特許登録の依頼していましたが、2年以上の特許審査が済、登録が認められましたが、東京拘置所に収監中でしたので、特許事務所も告訴人と連絡が取れず、結局、登録が消滅してしまい、巨額の特許権の販売もなくなりました。
妻子はテレビや新聞の報道により、又、妻は、容疑者として取調べを受け、精神的な苦痛を受けています。また経済的には前記した事情により大きな苦痛を受けております。

息子は結婚を延期して、告訴人の裁判費用そして、告訴人が連帯保証をし、根抵当を入れていた自宅の任意競売を、借り入れ資金で購入しており、多額の負債を抱えております。

株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり、
165人以上の株主も出資金等で経済的損失と 株式公開の夢が潰れ精神的苦痛をうけたのです。
後述しますが、やっとV字回復のチャンスを得たのですが、残念でなりません。

告訴人は、2013年3月19日に満期出所後、体調が優れませんが、
検察官による自発的な再審請求（起訴取り下げ）があり、
謝罪の上、財産権の復活をしてくれるのを待っておりましたが、
犯罪人特有のずるさで、あくまでも逃げ通すつもりですので、
国際社会の助言により
司法関係者を「虚偽告訴罪」及び「特別公務員職権濫用罪」で告訴せざるを得ません。

この事件の深刻さは、罪刑法定主義違反という、あってはならない犯罪を、
この事件に関わるすべての司法関係者が、職権の濫用という、あってはならない形式で、
ごく普通に、あたり前のように犯していることです。

ネットを見て、告訴人にメールを送る国際社会の人々は、日本で、起こったこの事件を信じられないと言います。日本は、先進国家で法治国家だと、国際社会の人々は思い込んでいたのです。

日本では、事実誤認による冤罪はよく聞く話ですが、この事件は、事実関係ではなく、
犯罪をでっち上げ、ありもしない法律（私法）で逮捕、監禁したのです。

司法関係者による罪刑法定主義を否定する犯罪行為です。
憲法99条も無視する、国家のあり方さえ否定した犯罪なのです。

憲法や法律を無視して家宅捜査、逮捕、起訴、裁判をしており、
そこにはたくさんの検察官や裁判官が関わっているのに、「どうして!」「信じられない!」と言います。

NHKはじめテレビ、新聞の報道も信じられないと言います。
この事件は一審判決で判例として確定しております。
この事件の経緯事実からすると、犯罪を犯していない者を、犯罪者として報道することを認めています。しかし、弁護士（村上）のスキル不足もあり、裁判でこのことについて審議しているわけではないので、今回、告訴することで、弁護士やマスコミの行為について司法の見解を確認したいと思います。

この手法が認められれば、政治家、経済人など特定の個人を、
社会から抹殺するには有効な方法です。国際社会は固唾を飲んで注視しています。

被告告訴人の犯行は、日本国内はもとより、国際社会に及ぼす影響が大きいので、
速やかな対応をお願い致します。

Ⅱ．東京地裁刑事第三部裁判官岡部豪

告訴人長野恭博は、日本の裁判官について失望しました。
裁判官は中立で、まず罪名および起訴内容が罪刑法定主義に反しているか否かを事前確認し、
そして、憲法と法律に忠実である裁判官は、虚偽告訴を見抜き、
公判で起訴を取り下げるように検察に告げるものと思っていました。

告訴人は、荻窪署に拘留されている際、収容者が言ったのです。
過去の裁判で、裁判官が冒頭で、検察官に向かって「何で、こんな罪にでいきない理由で起訴するんだ。」と一喝し、検察官が「起訴を取り下げます」と言って、閉廷したので、その場で釈放されたよ！
「きっと、裁判官は、罪に出来ないと言ってくれるよ」と言って慰めてくれたので、期待していたのです。
告訴人は、法廷も可視化すべきと主張しています。
なぜなら、この裁判官（岡部豪）は第2回めの公判が終わって、立ち上がった時、
「わたしはね、犯罪者はね、あなたのように嘘を付くのですよ！」と言ったのを今でも忘れません！。
告訴人は、「ああ、この裁判官では、公平な裁判はできないな！と思いました。
はじめから結論ありきの公判です。
公判記録から、一部を列記します。しかし、
記載したとして裁判官の判決結果を処罰する根拠がないことを承知の上です。
司法（裁判所）の独立性はわかりますが、
国会の弾劾裁判すらできない現状から何とかしなければなりません。
しかし、告訴人は、裁判結果で弾劾を要求しているのではなく、憲法違反と法律違反をしての
特別公務員職権濫用罪で刑事告訴をしています。
参考に記載します。
この事件の証人尋問は二人です。
一人は、共犯とされた金軍学でもう一人は、ハードディスクを修理した森徳氏です。
裁判官（岡部豪）は、検察側証人である森徳氏の公判供述を恣意的（故意がある）に採用しません。
判決が森徳の公判供述が信用できないとする理由として、森徳が告訴人の友人であり、
その証言の際に明らかに告訴人の様子を気にして顔をこわばらせるなどしていたこと、
「告訴人の前では話しにくいと述べた」こと、から、
告訴人を庇っていることが明らかな証言態度であったためであるという。
森徳が告訴人の様子を気にして顔をこわばらせていたというような事実はない。
証拠上かかる記載があるのは、原審裁判所の「あなたは当初から割と顔をこわばらせてご証言されてるんだけども」という質問部分だけです。
そして、仮に森徳が顔をこわばらせていたとしても、
自らも刑事責任を問われる可能性がある中で証言していれば、
顔がこわばるのは当然です。
原判決が、顔がこわばっているという事実を告訴人に有利な発言をしていると短絡的に結び付けている点は失当です。
告訴人の前では話しにくいと述べた際、
森徳証人の供述を採用できないほど重要なことであるならば、
告訴人を一時、退席させるなどして供述させるべきです。
一審裁判官は、何の措置も取らず、一方的に、供述調書を否認した森徳証言を採用していない。
しかし、森徳は裁判官の、あなたは当初から、割と顔をこわばらせてご証言されているんだけども、長野さんの前では証言しにくいということはないんですか。
との質問に、・・・というのは、自分の意見を言われるときには、
ちょっと言いづらいっていうのはあります。
事実については、きちっと言ったつもりですから。と供述している。

また意見以外のところは、言いづらくないんですか。との質問にも、
やっぱり、どうしてもこっちの推測が入ってしまう部分があるんで、その部分は言いづらいですね。
推測以外の部分ははっきり言えるんですか。
はい。と明確に供述している。
すなわち、森徳が告訴人の前では話しにくい等という発言をした事実はない。
むしろ、事実についてははっきり証言している旨断言している。
原判決がかように強引な証拠評価を行う理由は不明であるが、
いずれにしても当該証拠評価は失当です。
森徳は検察官に対する供述調書においては
平成20年9月、「日本に残りたいが就職できない中国人をレフコで雇ったことにしている以上、
給料を払わなければならないなどの供述について、
弁護人から、徳永検察官に作ってもらった調書では、結構断定口調になっているんですけど、
何でこんな調書になるんですか。・・・私にはよく分からないですけど・・・。
今、こういう裁判官の前で話すと、要はその説明しか、
要するにお金の流れの説明しかされませんと。
はい。あと口座を受けてくださいという、
さっき検察官から質問された以外は聞かれてないとはっきりおっしゃっているけど、
調書ではそういうふうになってないんですね。
こういうことだと思います。
要するに、この2年ぐらいの間の部分を圧縮した形の言い回しだと思います。
要するに時系列的にじゃなくて、
要するに2年間の部分を短い文章でまとめたら、こうなるのかなってということだと思います。
20年9月の時点で、こういうずらっとかいてあることをきいたと言うのは違うという・・・。
そうですね、
はい。
これらの証言からすれば、同人の供述調書が、殊更時系列を無視して、
また、森徳が直接体験した事実とそうでない事実とが区別されることなく作成され、
その結果告訴人の森徳に対する依頼の時点で告訴人に
中国人を雇用する意思がなかったかのような内容とされていることが明らかなです。
そして、本件において重要な争点は、
告訴人が各正犯者らに関する在留資格の変更許可申請の関係書類を作成した時点において、
告訴人に各正犯者を雇用する意思がなかったかという点です。
すなわち、森徳の証言の位置付けとして、
告訴人からどのような発言がなされたのかという点のみならず、
それがいつなされたのかという時点の問題も極めて重要です。
そうであるにも拘らず、
森徳の供述調書は時系列を意識されずに作成されたと森徳自身が述べているのであるから
(むしろ、取調べ検察官によって意図的に時系列がずらされているものと思われる)、
森徳の供述調書の方が信用できないことは明らかなです。

裁判官（岡部豪）の判決分は明快に、憲法の罪刑法定主義を否認して、職権で裁判を行っていますので大罪です。
前記したようなことは裁判官の特権ですから裁けません、憲法と法律に記載されていることは、言い訳出来ません！！
判決は、 在留資格を変更して、新たな在留資格を得ることにより、初めて引き続き在留することが可能になったもので、在留資格を得ることにより、初めて引き続き在留することが可能になったもので、在留できなければ、本邦で資格外活動を行うことも不可能であったことは自明であるとし、告訴人が内容虚偽の雇用証明書等を交付することによって、各正犯者が在留資格の変更許可を得ることを容易にしたのであるから、告訴人の行為と各正犯者の資格活動との間に因果関係があることは自明であると断定している。
裁判官（岡部）は在留資格がとれたので日本に在留できた、在留できたから不法就労できた！と因果関係は自明であると言いますが、
虚偽の書類を提出して、在留資格を得ても、在留資格の範囲で就労していれば不法就労にはなりません。
在留資格の交付は、入管で決められている交付条件（大学卒業とか）に合致すれば交付されます。
但し、虚偽の書類提出は在留資格の取消にはなります。しかし不法就労とは関係はありません。
ですから、警察官、検察官そして裁判官までも味噌糞を一緒にするのは、罪刑法定主義を愚弄する行為です。
仮に、在留資格の取消の幫助をしても、日本人を国外追放などの処罰は出来ません。罪に出来ない理由で犯罪人にして逮捕、拘禁し刑務所に収監する行為は、特別公務員職権濫用罪で明確に犯罪として処罰が規定されています。
また、不法就労者になったのは、資格外の仕事で雇用されたからです。しかし、これも雇用されなければ、不法就労者には成れなかったのです。不法就労者にされたの者は、違法雇用した事業者の犠牲者なのです。
罪刑法定主義に反して、職権を乱用しての結論ありきの判決文です。告訴人は裁判官（岡部）の罷免（弾劾裁判）を告訴しているのではありません。裁判官を処罰するするため刑法の特別公務員職権濫用罪に規定する罪で告訴をしています。
毎月、判で押したように保釈を棄却しましたが東京高裁の裁判官に、引き継ぎが終わると、6月24日、高裁の裁判官により保釈されました。状況はどう変わったと言うのでしょうか。証拠隠滅のおそれ、逃亡のおそれが、裁判官や検察官がかわると状況が変わるのでしょうか。まったくアホナ話です。職権濫用もいいとこです。

しかし、このあたりは、裁判官には絶大な職権が与えられているので、何も言えません。
しかし、反面、憲法と法律には絶対的に拘束されます。
告訴人は、2012年3月5日、東京高検に出頭し、同日、東京拘置所に収監されました。
東京拘置所でも希望を聞かれ、「早く家に帰りたい」と懇願しました。当然聞き入れられるはずはありません。
1ヶ月ほどして、群馬県の大田原市にある刑務所に移されました。
教育訓練中に処遇との面接がありますが、この時、職員も同情したのか、仮釈放の面接を設けますので、その際は、「再審請求」の事を聞かれると思いますが、絶対に、聞かれたら「わかりません」と答えなさいと言われたのです。
身元引受人がいない人以外は、通常2/3で仮釈放です。
告訴人も10月の20日すぎに、仮釈放の紙が入りました。
多分、正月前に仮釈になる者立ちの面接です。そして11月の10日過ぎに仮面接がありました。
面接官は、年配の方で多分裁判官経験者ではないかと思います。
事件のことなどは、ほとんど聞かれませんでした。
勿論、再審請求をどうするなど野暮なことは聞かれません。
しかし、他の人より長い時間、面接室にいたようです。
多分、少しでも長時間をリラックスしてもらおうと気を使ってくれたのです。
終わりには、机の椅子から立ち上がり机から離れて、対面で深々と頭をさげてくれました。
告訴人は、この面接で、改悛の情（犯罪を認めて詫げる）は言いませんでした。
改悛の情がない者は規定で仮釈放をされません。（本来、面接もない）
面接が終わると、たくさんの人が、情報をくれます。
告訴人が、改悛の情を言わなかったと言うと、
一審の裁判官の印象はどうだと聞かれたので、私には悪意の塊だった。と答えます。
私は裁判費用を払えないと書面で提出したが、一審の裁判官の「理由がない」で棄却された事を話すと、多分、仮釈は無理だろうと言うのです。
仮釈の決定権は原審の裁判官にあると言うのです。
この受刑者は、判決のあと廊下で、裁判官に、2/3で仮釈になるから頑張れ！。
仮釈は私のところにくるから、私がサインすれば仮釈だから！と言われたと言うのです。
それでも、正月前には家に帰りたいと思いました。
私より後に仮釈放の面接をした人には決定の通知が来ますが、私には来ません。
しかし11月末、工場へすごい偉い人（工場の受刑者が、帽子の線でわかるというのです）が来て、仮釈放は出来ないが落胆しないでくれと慰めに來たのです。
そのあと工場の教官（部長）に呼ばれ、工場の倉庫室で言うのです。
「長野！今日の事は忘れるなよ！」
「ここの先生方（職員）は誰も、お前が犯罪を犯したなんて、思ってる奴は一人もないんだからな」
「お前は、ここの刑務官を馬鹿にしているようだが、俺達だって法律を勉強したんだ、
ただな、司法試験に合格するほど、ここが足りなかつただけだよ！」
「お前を仮釈させたい奴の気持ちはわかるが、俺は反対だった」
「いらないと言って、叩きつけてやれば良かったんだ」
「お前もわかるだろうが、あの時、認めただろうという奴がいるんだ、

理不尽だけどな、再審請求が不利になるんだ！」
「法律論を無視して、仮釈放の時、自白したじゃないかとの理由で受付ないかもしれない」
「そんな理不尽はお前が一番よく知っているはずだ」
「いいか満期まで我慢して、思い切り仕返しをしてやれ」
「俺達は、お前が大暴れするのを楽しみにしているからな」・・・などと言って励ましてくれました。「おい。ここだけの話だぞ！」

告訴人は、それから3ヶ月以上、しもやけに苦しみながら我慢しました。
手の指先の感触は全くありませんでした。群馬県大田原は寒い所なんです。
それで地名が「寒井」です。

紙粘土で「だるま」を作るのです。いつも冷たい水の中に手を突っ込むのです！
指先の感触がなくなります！
出所してから指の爪はすべて生え変わりましたが、半年以上かかりました。
今も体調はよくありませんが、必死に頑張っています。

「絶対に許さない」、この気持が告訴人を支えています。

当告訴状は、裁判官の判決に対する告訴状ではありません。
告訴人には何ら義務のない、裁判官による不法な長期にわたる逮捕監禁に対する告訴状です。

Ⅲ. 用意周到に計画された嘘偽情報操作による犯罪の遂行事実

平成22年6月14日、朝9時半過ぎだと思いますが、玄関を出ると、玄関前に警察のワゴン車を移動して止め、警察と癒着した2人のテレビクルーが待ち構えており、一人は警察のワゴン車によりかかり警察官が補助する形で告訴人を撮影し、一人は堂々と、告訴人をワゴン車の前から、そして後ろに回り込み告訴人を撮影しました。おそらく、ニュース製作会社の関係者だと思いますが、玄関前の道路一杯を使つての、正に警察と一体になってのビデオ撮影でした。

このニュースは、当日お昼前後の各テレビ局のニュースで一斉に放映されたと聞いています。

尚、千葉市内の新聞は翌日の朝刊で、読売、サンケイ新聞は翌日の朝刊で掲載したが朝日新聞、毎日新聞、日経新聞は報道されていないとも聞いています。

1. 記事の内容は概ね以下のようです。

「中国人留学生らに長期滞在できるビザを取らせるため、ウソの雇用契約書などを東京入管に提出したとして、警視庁はブローカーの男2人を逮捕しました。
入管難民法違反の疑いで逮捕されたのは、東京・千代田区のコンピューターソフト開発会社社長、長野恭博容疑者（60）千葉市美浜区高[...]ら2人です。

2人は中国人留学生に長期の在留ビザを取得させるため、長野容疑者の会社に勤めているというウソの雇用契約書を東京入管に提出し、資格外活動をほう助した疑いが持たれています。

2人は中国人留学生らに専門職につくためのビザで入国させては、本来従事させてはいけない居酒屋などの単純労働をさせていて、不法に就労ビザを取得させ、およそ3年間に手数料などの名目で約60人から計約1億円を受け取っていたという。

調べに対し、長野容疑者らは「金のためだった」と容疑を認めているとのこと。
レフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円、従業員約5名、年商約1億円。

2. ニュースリソースは、警察官であり、共同製作です。

ビデオ撮影は、千葉市美浜区高浜 6－18－9 の告訴人の自宅前で、時間は、逮捕当日の 10 時から 10 時 30 分ごろです。逮捕は世田谷署で 11 時 30 分頃です。テレビのニュースは、各社とも 12 時前後のお昼のニュースです。

したがって、逮捕前の情報がなければ、告訴人の自宅へくることもできず、逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ません。

警察と一体になっての違法撮影でも、ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。

明らかに警察官らが、ニュース製作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、そして警察の協力のもとに制作されています。

3. 虚偽の逮捕情報

この記事の情報操作、明らかに下記はウソです。犯罪にならないことを、犯罪にでっち上げています。

入管に申請書を提出したのは、彼らが在学中の 12 月であり卒業していない。
ビザで入国させては・・・は、入国させていない。彼らは既に学生ビザで在日中であった。

ウソの雇用契約書を東京入管に提出し、資格外活動をほう助した疑いが持たれています。
この段階で、既に入管法を無視した「ウソの雇用契約書」を使って、犯罪をでっちあげている。
これが、今回の犯罪の核心を成す、入管法の在留資格の取消し（第 22 条の 4 4 項）のすり替え部分です。

警察の職権濫用で、犯罪をでっち上げている。

仮に虚偽の雇用契約書を正犯が東京入管に提出したとしても、不法就労とはなんら関係がない「在留資格取消」と「不法就労」を関係づけて虚偽です。

もし、報道するのであれば、「在留資格取消」を報道しなくてはならないが、正犯は在留資格取消を受けていないので虚偽になる。

告訴人はなんら犯罪者にならないが、あたかも犯罪者のように虚偽報道しているのです。
3 年間で 60 人 1 億円を荒稼ぎしては、3 年間、1 億円は根拠がない。
(過去は、役員報酬として告訴人が年収 3000 万円、家内が年収 300 万円を受けていた)

60 人は延べ在留許可取得数であろうが、内 30～40 人は、南天協創、シンクスカイ（南天協創より分離）との協定で両社が設立してすぐだった為、直接、中国より技術者を招聘できないので、レフコ社が依頼を受けて、南天協創、シンクスカイが指示する、主として中国の南天集団の技術者を招聘し、両者へ請負い派遣したものです。

入管の招聘会社資格としては、1 期分の決算書を添付しなければ申請できないからです。
(南天協創は、1 年間の決算書ができると、直接、中国から技術者を招聘している)

正当な商取引を犯罪としてでっち上げる全く悪質な、虚偽情報の流布で犯罪者像をでっちあげて悪人イメージを植え付けている。

「金のためだった」と容疑を認めていると、虚偽の断定をしている。

警察は逮捕初日から「金のためだった」の供述を強要します。しかし、会計事務所の調査でそうでないことが

立証されているが、でっち上げている。又、容疑を認めているとでっち上げている。

本来従事させてはいけない居酒屋などの単純労働をさせていて・・・・・・は、居酒屋などで単純労働などさせていないことは、5月に逮捕された、正犯が既に供述しているし、捜査の警察官も働かせていないとしている。

管理下にも置いていないことは、正犯は供述調書に供述しているので、虚偽です。

家宅捜査そしてそれ以降も警察は一貫して、告訴人が「不法就労助長罪」の行為をしたなど言っていないし、「不法就労助長罪」の行為ではないと明確に認めている。国民向けの偽装工作です。

4. 報道の関連

このニュースは多くの国民に逮捕の正当性を抱かせたのです。またこのニュースが、裁判官らの予断を招いたのは、裁判官らが結果として法律違反の犯罪行為をしていることから容易に推測できます。従って、実行行為を促進したことは明白なのです。

告訴人は、未だに、3年間で1億円を稼いだとのニュース記事を言われます。

6月16日（水）17日（木）告訴人が護送車で検察庁、裁判所に行く際、月島警察署の裏門にはあふれんばかりのマスコミ関係者でいっぱいでした。

門を出て護送車が動き出すと、護送車の刑務官から伏せるように指示がありました。

また18日（金）は、同室の者が検察庁に護送車で行く際には、マスコミ関係者で溢れ返っていたと言います。収容者の収容理由からすると、告訴人しかいないと言われました。

その後、告訴人にはフリーライターより接触があったが、雑誌社が記事にしなかったのは、時間的余裕があったので名数表記や裏付け調査や法律の調査を行い、その結果、告訴人は無罪と断定したからのようです。

それで感心は、冤罪事件としての報道であったが告訴人は、この時点での申し出は家内や息子の反対もあり断った。

なおマスコミの報道は、警察報道を垂れ流し、未必の故意で警察官の犯罪を助長していますので、幫助罪で告訴をする予定です。

第5章 告訴人の被害

被告告訴人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告訴及び職権濫用により、告訴人は、懲役1年半、罰金100万円の実刑を受けた。

2010年6月14日に逮捕・監禁され、2011年6月24日に保釈を受け、2012年3月5日に収監され、2013年3月19日に満期出所をした。

そして、告訴人は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、会社を自己破産させ、そして逮捕、長期の拘留などにより、その結果として株式公開準備会社の破産、特許登録の機会消滅や持ち家の消失、会社の連帯保証債務の弁済などで、すべての信用、財産や収入などを失うことになったのです。

また妻子も同様の苦痛を受けたのです。

また告訴人が代表取締役であった株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり165人以上を超える株主は経済的損失と精神的苦痛を受けたのです。日本社会に与える影響は大きいものです。また関

連して中国人民および中国政府や国際社会に与える影響は甚大です。

第6章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等）
（法の創設および改正趣旨）
4. 東京地裁判決、東京地裁判決、最高裁決定

II. 関係情報

起訴状

（平成22年東地庁外領第6487、6624
平成22年検第17461、17462、29215、29216）

東京地裁判決

平成23年4月26日宣告平成22年特（わ）第1655号

控訴趣意書

平成23年7月27日平成22年特（わ）第1655号

東京高裁判決

平成23年9月22日宣告平成23年（う）第1055号

上告趣意書（告訴人）

2011年11月29日平成23年（あ）第1756号

上告趣意書（弁護人）

平成23年12月6日平成23年（あ）第1756号

最高裁決定

平成24年1月23日平成23年（あ）第1756号

異議申立書（告訴人）

平成24年1月27日平成23年（あ）第1756号

異議申立書（弁護人）

平成24年1月25日平成23年（あ）第1756号

最高裁決定

平成24年2月2日平成24年（す）第38号、第45号

III. 添付書類

起訴状1通

その他 必要な資料は、上記関係情報より取得してください

フィリピン大使館入管法違反 読売新聞記事コピー 1枚

〒261-0003

千葉県美浜区高浜6-18-9

長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp

携帯電話 090-4824-7899

